

事 務 連 絡  
平成 18 年 4 月 26 日

各都道府県障害程度区分担当係長 様

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課障害程度区分係長

### 障害程度区分関係資料の配付について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素よりご協力いただきありがとうございます。

さて、障害程度区分の市町村審査会における2次判定に関して、考慮事項の範囲がわかりにくい等の御指摘を受けていることを踏まえ、説明資料を作成しましたので、認定調査員や市町村審査会委員に対する講習会等の際にご活用いただくとともに、市町村審査会において適切な障害程度区分認定が行われるよう管内市町村への周知をよろしくお願いします。

#### 関係資料

- ・ 市町村審査会の運営について（平成18年3月17日障発第0317006号障害保健福祉部長通知
- ・ 障害程度区分認定調査員マニュアル及び市町村審査会委員マニュアルの送付について（平成18年3月17日付事務連絡）

#### 【連絡先】

厚生労働省障害保健福祉部  
精神・障害保健課 障害程度区分係  
佐藤、武田

TEL 03-5253-1111（内線 3026）

FAX 03-3593-2008